

◆令和2年度 各種講習別案内◆

講習種別	講習番号	講習日	受付期間	講習会場	備考
甲種防火管理新規講習	20-1-1101010	8月20日(木)・21日(金)	7月8日～7月15日	埼玉県農業共済会館	2日間講習
	20-1-1101012	9月17日(木)・18日(金)	8月6日～8月13日		
	20-1-1101029	10月1日(木)・2日(金)	8月20日～8月27日	さいたま市防災センター	
	20-1-1101014	10月20日(火)・21日(水)	9月9日～9月16日	埼玉県農業共済会館	
	20-1-1101015	10月27日(火)・28日(水)	9月15日～9月22日		
	20-1-1101018	11月25日(水)・26日(木)	10月13日～10月20日		
	20-1-1101019	12月16日(水)・17日(木)	11月4日～11月11日		
	20-1-1101032	12月24日(木)・25日(金)	11月12日～11月19日		
	20-1-1101021	1月27日(水)・28日(木)	12月10日～12月17日		
	20-1-1101035	2月9日(火)・10日(水)	12月17日～12月24日		
	20-1-1101024	2月16日(火)・17日(水)	1月5日～1月12日		
	20-1-1101025	3月11日(木)・12日(金)	1月27日～2月3日		
	甲乙同時防火管理講習	20-3-1101033	1月19日(火)・20日(水)		
20-3-1101022		2月3日(水)・4日(木)	12月15日～12月22日		
甲種防火管理再講習	20-4-1101016	10月29日(木) 午前	9月17日～9月24日	埼玉県農業共済会館	半日講習
	20-4-1101034	1月21日(木) 午前	12月3日～12月10日		
防災管理新規講習	20-5-1101030	12月10日(木)	10月20日～10月27日	埼玉県農業共済会館	1日講習
防火・防災管理新規講習	20-6-1101011	9月8日(火)・9日(水)	7月28日～8月4日	埼玉県農業共済会館	2日間講習
	20-6-1101013	10月8日(木)・9日(金)	8月26日～9月2日		
	20-6-1101017	11月11日(水)・12日(木)	9月30日～10月7日		
	20-6-1101031	12月22日(火)・23日(水)	11月10日～11月17日		
	20-6-1101020	1月13日(水)・14日(木)	12月2日～12月9日		
	20-6-1101028	2月24日(水)・25日(木)	1月14日～1月21日		
	20-6-1101026	3月18日(木)・19日(金)	1月28日～2月4日		
	20-6-1101036	3月25日(木)・26日(金)	2月4日～2月11日		
防火・防災管理再講習	20-8-1101023	2月5日(金) 午後	12月17日～12月24日	埼玉県農業共済会館	半日講習

◆ 防火・防災管理講習受講料等規定 (抜粋)

第2条 受講料

- (1) 甲種防火管理新規講習 8,000円
- (2) 甲種防火管理再講習 7,000円
- (3) 甲乙同時防火管理講習 甲種 8,000円 乙種 7,000円
- (4) 防災管理新規講習 7,000円

- (5) 防火・防災管理新規講習 10,000円
- (6) 防火・防災管理再講習 7,500円
- (7) 再交付手数料 2,000円

第3条 講習を受けようとする者又は修了証の再交付を受けようとする者は、一般財団法人日本防火・防災協会（以下「日本防火防災協会」という。）が指定する決済代行会社を通して日本防火防災協会に、前条に定める受講料に前条に定める受講料等を納入するものとする。

2 前項の受講料等は、原則としてこれを返戻しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 自然災害、その他の事故等により、日本防火防災協会が講習を中止し、又は講習日時もしくは講習場所を変更したために、受講できなかった場合
- (2) 本人の責めに帰すことのできない事故等により、受講できなかった場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、日本防火防災協会が相当の理由があると認めた場合

3 受講料納入後にキャンセルした場合は、これを返戻しない。ただし、キャンセルを申し出た日によって次の手数料を差し引いて受講料の一部を返戻する。

- (1) 受講日の16日前まで・・・1,000円
- (2) 受講日の15日前から前日まで・・・3,000円

4 受講料等の返戻を受けようとする者は、日本防火防災協会のシステム又は別記様式により日本防火防災協会に申請するものとする。

5 日本防火防災協会は、前項の申請があったときは、これを審査し、第2項のただし書きに該当すると認めるときは、システム又は申請書に記載された口座に当該受講料等を振込み、返戻するものとする。

付則 この規程は、令和2年3月1日から施行する。